


報道発表資料の配付日時 6月28日(水) 10時00分

発表項目 (行事名)	「特別高圧電力利用事業者緊急支援金」の申請受付開始について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p><b>【ポイント】</b> 道では、電気料金の高騰を受けている特別高圧電力を利用する中小企業者等に対して新たに支援金を給付することとし、6月30日(金)から申請受付を開始します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><b>1 支給対象</b> 道内において特別高圧電力を利用している中小企業者及び事業協同組合 ※特別高圧電力とは、工場や商業施設などの大規模施設において7,000ボルト以上の高圧で供給されている電力</p> <p><b>2 給付額</b> 令和5年1月～8月利用分：3.5円/kWh、9月利用分：1.8円/kWh</p> <p><b>3 申請受付期間</b> 令和5年(2023年)6月30日(金)～12月22日(金)</p> <p><b>4 申請方法</b> 電子申請または郵送申請 ※郵送申請の送付先 〒060-8407 北海道特別高圧電力利用事業者緊急支援金事務局 (住所の記載不要) ※電子申請は、7月14日(金)午前9時から以下の専用サイトで受付開始。</p> <p><b>5 申請に関するお問い合わせ先</b> 北海道特別高圧電力利用事業者緊急支援事務局 011-795-8154 (平日9:30～17:30)</p> <p><b>6 専用ホームページ</b> <a href="https://tokubetsu-kouatsu-hkd2023.jp">https://tokubetsu-kouatsu-hkd2023.jp</a></p> 		
参考	詳細は、添付資料をご参照下さい。		

報道(取材)に当たってのお願い	電気料金高騰の影響を受けている特別高圧電力利用事業者の皆様にご利用いただくため、積極的な報道をお願いします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	経済部地域経済局中小企業課(担当者:手塚) TEL ダイヤルイン 011-206-0494 内線 26-206 公用スマホ 080-8284-8975		
-------------	---	--	--

# 特別高圧電力 利用事業者 緊急支援金のご案内



電気料金高騰の影響を受けている事業者のうち、  
特別高圧電力を利用する中小企業者の電気料金の一部を支援します。

## 対象事業者

道内で特別高圧電力を利用する中小企業者(以下のいずれかを満たすこと)

- 特別高圧電力の受電契約を締結していること
- 特別高圧電力を受電している施設内において電気を使用していること

大型商業施設の  
テナント等

## 対象期間/ 支援金額

2023年1月～8月利用分

3.5円/kWh

2023年9月利用分

1.8円/kWh

## 申請方法

郵送申請の場合

2023年6月30日(金)～  
12月22日(金)※消印有効

申請書類の送付先(住所の記載不要)

〒060-8407  
北海道特別高圧電力利用事業者  
緊急支援金事務局

web申請の場合

2023年7月14日(金)9:00～  
12月22日(金)23:59

専用ホームページ  
以下URLまたは、  
二次元バーコードより  
アクセスしてください。

申請時より  
過去分は、まとめて  
申請可能!

※提出書類を審査のうえ、支援金を交付します。

北海道特別高圧電力利用事業者緊急支援金事務局 期間：2023年6月28日～2024年1月31日まで(平日のみ)

コールセンター  
[平日9:30～17:30]

011-795-8154

アクセスは  
こちら!

専用ホームページ

<https://tokubetsu-kouatsu-hkd2023.jp>

北海道 特別高圧電力利用事業者緊急支援金



## 申請に必要な書類

申請には以下の書類が必要となりますが、追加で書類の提出をお願いする場合があります。提出書類の詳細については、申請の手引きまたは専用ホームページをご確認ください。

初回申請に必要な書類	法人	個人事業主
交付申請書	✓	✓
使用電力量報告書兼交付請求書	✓	✓
宣誓書	✓	✓
履歴事項全部証明書の写し	✓	
本人確認書類の写し		✓
個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は公的機関が発行する許可書等の写し		✓
通帳の写し(中開き1~2ページ)	✓	✓
特別高圧電力の受電契約がわかるもの(電力供給契約書、検針票、請求書等の写し)	✓	✓
対象月の使用電力量がわかるもの(検針票、請求書、領収書等の写し)	✓	✓
賃貸契約書の写し※施設等に入居しているテナントのみ	✓	✓

2回目以降の  
申請時には

使用電力量報告書兼交付請求書

対象月の使用電力量がわかるもの(検針票、請求書、領収書等の写し)

のみの提出でOK!

## Q&A

より詳細なQ&Aは専用ホームページまたは「申請の手引き」をご覧ください

**Q** 特別高圧とはなんですか？

**A** 特別高圧とは受給電圧が7,000ボルト以上の電力です。(例:大型商業施設、工業団地等)

**Q** 「中小企業者」の定義はなんですか？

**A** 中小企業者の定義は以下の通りです。(下記の[A][B]いずれかを満たす事業者)

業種	[A] 資本金の額 又は出資の総額	[B] 常時使用する 従業員の数
① 製造業・建設業・運輸業・その他業種(②~④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

**Q** 【大型商業施設のテナントの場合】  
特別高圧を利用しているかわからないのですが、  
どのように確認すればよいですか？

**A** 施設管理者にお問い合わせください。

**Q** 申請書の書き方や必要書類が分からない場合はどうしたらよい  
ですか？

**A** まずは「申請の手引き」をお読みください。その上でご不明点がある場合は、コールセンター(011-795-8154)までお問い合わせください。

**Q** 「申請の手引き」はどこで入手できますか？

**A** 申請書類や申請の手引きは専用ホームページからダウンロード可能です。インターネット環境が無い等、ダウンロードができない場合はコールセンター(011-795-8154)までお問い合わせください。

**Q** 支援金の振込はいつ頃ですか？

**A** 事務局が申請書を受理した日から申請者の口座に振り込むまで、審査等のため**2週間程度を要する見込み**です。申請に不備があった場合は、さらに時間を要する場合があります。